# 竹島はなぜ韓国に不法占拠されたのか

日本安全保障戦略研究所研究員第5期島根県竹島問題研究会委員

### 藤井 賢一

は

じめに

# アナー

1

竹島は「鬱陵諸島」の一部?

しない。この小文は、韓国がどのようにして日本の領土 た。鬱陵問題10のポイント』)という事実を、韓国は認めようと 空会社なまま行われている不法占拠」である(日本外務省『竹島 機内誌の標国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がない 数年前、

る。

支配を不法と認めさせる方途は何かを考えるものであである竹島を不法占拠したのか、そして、韓国に自らの

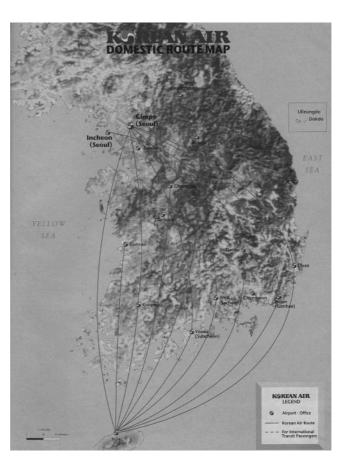
る。〔写真①〕は鬱陵島と竹島の部分を切り取って貼りで会社なのに、こんな地図でいいのか!」と怒っていた。鬱陵島(〔写真①〕のUlleungdo)と竹島(〔写真①」のDokdo、漢字では「独島」)がセットになった。鬱陵諸島」が韓国から帰ったばかりの知人が、大韓航空の数年前、韓国から帰ったばかりの知人が、大韓航空の数年前、韓国から帰ったばかりの知人が、大韓航空の

付けているのかと思ったがそうではない。〔写真②〕〔写

かか 竹島(Yonhapnews /ニューズコム/共同通信 イメージズ)

竹島はなぜ韓国に不法占拠されたのか

(写真①) Morning Calm, April 2016, KOREAN AIR



(地図①)



実際の竹島は鬱陵島とは約88kmも離れている。本土との距離では韓国よりも日本の方が近い。

竹島はなぜ韓国に不法占拠されたのか 48

• Morioka Yanjio 0 Akita Yamagata Sendai Niigata
Fukushima
Honshu, lwaki
Nagano Utsunomiya Toyama Tokyo

Toyama O Chiba

azawa Yokohama Kanazawa Fukui Komatsu ncheon(Seoul) Gimpo(Seoul) JAPA O Shizuoka Nagoya Matsue.

Okayama

Hiroshima Weihai Cheongju Kobe Osaka Hamamatsu Wakayama Daegu Fukuoka Kitakyushu Shikoku Oita Kumamoto Kyushu Miyazaki Kagoshima Yaku Tanega

(写真②) Morning Calm, April 2016, KOREAN AIR 'EAST ASIA ROUTE MAP'





真③〕でわかるように竹島が鬱陵島付近に移動している

陵島の 離が近いことだけを理由に領有権が認められることはな にも」を強調する。竹島は隠岐よりも鬱陵島に近く、鬱 の美しい島、 も明白な大韓民国固有の領土です」(韓国外交部「韓国 国政府は「独島は歴史的にも、地理的にも、国際法的に いことは、これまでの国際判例で明らかである。 いという欲求は、韓国の竹島領有主張を想起させる。韓 竹島を鬱陵島のすぐ傍に、そして韓国の近くに置きた 「属島」だというのである。 独島」)と、日本の主張にはない「地理的 しかし、地理的に距

島の朝鮮人が竹島で主体的に活動した明らかな記録はな 歴史はない。1905年の島根県編入に至るまで、鬱陵 命を共にした「属島」とは言えない。 の活動の拠点であった隠岐に人が住むことを禁止された **人が住むことを禁止されていた。一方、竹島での日本人** また、鬱陵島は1880年代まで460年以上も朝鮮 竹島は、そこで活動した人々が鬱陵島の朝鮮人と運

> をしきりに持ち出すのは、韓国には竹島の領有根拠がな 根拠にならない、竹島は隠岐よりも鬱陵島に近いこと

いためである。 日本は主に三つの領有根拠を持つ。

猟などの許可や土地使用料の徴収といった行政措置をと 島を利用していたことである。この時、他国から抗議さ 幕府の許可を得て鬱陵島での漁猟を行う途上で現在の竹 って国際法的に領有を確立させた。 ある)で竹島を隠岐島司の所管とした。その後、アシカ 月22日が、島根県が2005年に定めた「竹島の日」で で竹島を島根県に編入し、「島根県告示40号」(告示の2 れた記録はない。第二に、日本は1905年の閣議決定 第一に、江戸時代の17世紀、米子の大谷・村川両家が

たサンフランシスコ平和条約第2条で日本が放棄するの ていた。1951年9月に署名され、翌年4月に発効し した。米国は、日本が竹島を領有してきた歴史をふまえ を韓国領とすることを米国に要求したが、米国は公文 て竹島を日本に残すことを1949年末にはすでに決め (8月10日付「ラスク書簡」)を韓国に送って要求を拒否 第三に、1951年7月に韓国は対日講和条約で竹島 「済州島、 巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」であって、

## 2 竹島はなぜ日本の領土なのか

竹島はそこに含まれない。竹島は日本領に残された。
てれらよりも強い韓国の根拠はない。韓国が竹島だと主張する朝鮮の古い文献に見える「于山島」は鬱陵島か、架空の島か、鬱陵島近くの「竹嶼」のことである。か、架空の島か、鬱陵島近くの「竹嶼」のことである。が、当時の大韓帝国政府が竹島で行政措置をとったことが、当時の大韓帝国政府が竹島で行政措置をとったことが、当時の大韓帝国政府が竹島を領有していた事実はなが、当時の大韓帝国政府が竹島を領有していた事実はなが。よって、竹島編入が1910年の日韓併合の5年前だったことから韓国が事あるごとに訴える、「独島は日本侵略の犠牲となった最初の韓国の領土であった」という主張も成り立たない。竹島は日本領に残された。

# 竹島はなぜ不法占拠されたのか

3

暴挙をなぜ日本は阻止できなかったのだろうか。どの施設を設置し、韓国は竹島を不法占拠した。韓国の張し、1954年夏頃には海洋警察隊を派遣して灯台なず、1952年1月の李承晩ライン宣言で竹島領有を主残されたことを知っていたはずである。にもかかわら残されたことを知っていたはずである。にもかかわら韓国は、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に

次の表は不法占拠が進む時期の出来事を表にしたもの

とである。

言した海域の東端に竹島があった〔地図①〕。接海洋に対する主権に関する宣言〕)。主権行使を宣1952年1月18日、韓国の李承晩ライン宣言(「隣

1952年4月28日、GHQによる日本の占領終了1952年1月28日、日本政府は韓国政府に抗議

定。島根県は1953年6月に竹島での漁猟等を隠

1953年3月に米軍の爆撃訓練区域指定解除決

・1953年5月28日、島根県水産試験場試験船岐の人々に許可

島

根丸」で上陸。韓国人の漁労確認

1953年6月27日、海上保安庁と島根県の合同調

查

・1953年7月8日、韓国国会は日本への非難決議

1953年7月12日、巡視船「へくら」が銃撃される

1953年7月13日、日本政府は領有根拠を記した

第1回見解を送付

- 1954年2月10日、日本政府は領有根拠を記した解への反論を送付 | 1953年9月9日、韓国政府は日本政府第1回見

第2回見解を送付

漁労(漁業権行使)1954年5月3日、隠岐の久見漁協組合が竹島で

- 1954年6月11日、韓国は竹島に海洋警察隊急派

□)54年8月3日、巡見台「お糸」が充塞され、□)54年8月3日、巡見台「お糸」が充塞され、

1954年9月2日、韓国は海洋警察隊の常駐決定1954年8月23日、巡視船「おき」が銃撃される

1954年9月25日、韓国政府は日本政府第2回見

**脾への反論を送付** 

法裁判所への付託を提案・1954年9月25日、日本政府は竹島問題の国際司

法裁判所への付託提案拒否 1954年10月28日、韓国政府は竹島問題の国際司

**砲撃される** 1954年11月21日、巡視船「おき」「へくら」が

その介入は期待できなかった。けて問題解決は日韓両国に委ねる方針だった。よって、けて問題解決は日韓両国に委ねる方針だった。よって、っていなかったが、日韓の紛争に巻き込まれることを避っまず、米国は、竹島は日本領であるという考えは変わ

武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用す全保障条約第1条には、米国は駐留米軍を「外部からのサンフランシスコ平和条約と同時に調印された日米安

あると述べ、米国への要請に否定的だった。 あると述べ、米国への要請に否定的だった。 で、竹島で不幸にして撃ち合いが起こっても、直ちにこて、竹島で不幸にして撃ち合いが起こっても、直ちにこれを侵略として条約を援用する段階までは相当の距離がれを侵略として条約を援用する段階までは相当の距離があると述べ、米国への要請に否定的だった。

竹島のような無人島への侵入は侵略に当たらない。これらな見解は保安庁(1954年7月に自衛隊を管轄のような見解は保安庁(1953年9月10日付『日本海新聞』に保安庁の方針が次のように報じられている。 新聞』に保安庁の方針が次のように報じられている。 「韓国側がすでに竹島に上陸してしまった後で警備隊がその位置に到達した場合は相当問題がある。すなわち竹と安庁法四条の『日本の平和と秩序』を破るものか否かは相当問題がある」。1954年9月14日の衆議院外務委員会でも、岡崎勝男外相は、竹島問題について「日本を侵略することと、島に対する領土権の争いは別問題でを侵略することと、島に対する領土権の争いは別問題である」という趣旨のことを述べた。

1953年8月5日の衆議院での政府答弁「外交交渉

間の経過を挙げた。

局長が答弁した。

「竹島を占拠したものは韓国警察のものらしい。これは「竹島を占拠したものは韓国警察の措置をとるべきであが妥当で、防衛行動よりも警察の措置をとるべきであ軍隊ではない。武力の侵入ではなく、不法入国とみるの軍隊ではない。武力の侵入ではなく、不法入国とみるの事験ではない。

船してきた韓国人警察官は「始め、へくらが自分等の船12日に巡視船「へくら」が銃撃された際に、その前に乗装備で対峙したのは海上保安庁だった。1953年7月とうして、朝鮮戦争で武装を固めていた韓国と貧弱な

つないのを見てとると急に態度が大きくなった」(『キンれているようであったが、へくらに機関銃一つ、小銃一より大きいのと、武装しているのではないかと内心おそ

グ』1953年11月号)。

この時、韓国人が乗っていた伝馬船には機関銃が置いてあり、一方日本人海上保安官は各自拳銃を携行するだけだったという。この事件について、「警備船程度の装付がすることは難しく、外務省としては警備隊の実力を対抗することなく平和的に解決したい方針である」と1分ですることなく平和的に解決したい方針である」と1953年7月14日付『毎日新聞(東京本社版)』(夕刊)

要しようとする行為が行われる状況(『令和元年度 防衛 前の竹島で起きていた。 白書』))への対応をめぐる論議につながる問題が、70年 て現状の変更を試み、自国の主張・要求の受け入れを強

を提案することだった。 かえし送ること、そして竹島問題の国際司法裁判所提訴 国に対して竹島領有の主張を述べた抗議の口上書をくり 上保安庁という三つの「力の空白」が生まれていた。結 竹島には、日米安全保障条約、自衛隊(警備隊)、 海上保安庁による竹島の実態把握のための巡視、 日本政府ができたことは、紛争の平和的解決を求め 韓 海

# 竹島問題と日本の「配慮.

漁労していた6人の韓国人の逮捕を行わず退去勧告した 島問題概論』)。ところが、海上保安庁が、不法入国して 真な韓国人漁労者たちは、不安と恐怖で漁労を中断す る」ほどの衝撃を韓国人に与えた(韓国政府外務部 本船舶の不法領海侵入と彼らの脅迫的な態度と言動で純 が竹島に上陸して合同調査を行った。この調査は、「日 953年6月2日、 海上保安庁と島根県の職員30人 獨

> 撃・砲撃を強行して日本人の竹島への接近・上陸はでき 致など、日本が毅然とした態度を示すことができたなら たって設置した領土標柱を韓国は撤去した。1953年 なくなり、この年の10月にかけて日本が竹島に4回にわ 国漁民の出漁を充分に保障すること」と「日本官憲の設 だけだったことがわかると、韓国は強気になった。 ば、韓国のこのような行動への抑止になったかもしれな 6月の調査の時に、不法入国していた韓国人の逮捕や引 議され、それは実行された。韓国は日本の巡視船への銃 立した標識を撤去」することを政府に要求することが決 1953年7月8日の韓国国会では「独島に対する韓

った。 が反発して日本漁船の拿捕が多発することを恐れたのだ のは、竹島での衝突に発展することを避けるためだった が、実はそれだけが理由ではなかった。日本政府は韓国 韓国人への海上保安庁の措置が退去勧告にとどまった

端として注目されるが、画定した際の韓国政府の最初の 1947年以来1952年4月の平和条約発効まで、 1952年1月の李承晩ライン宣言は竹島問題の発 0隻近い日本漁船が拿捕され4人の死者が出てい

様子がわずかながら、現れていた。 操業を確保しようとしていた。韓国の態度には、軟化の 操業を確保しようとしていた。韓国の態度には、軟化の 正常化交渉)では、1953年6月後半になって、日本 正常化交渉)では、1953年6月後半になって、日本

ことになった。

ことになった。

ことになった。

ことになった。

ことになった。

ことになった。

ことになった。

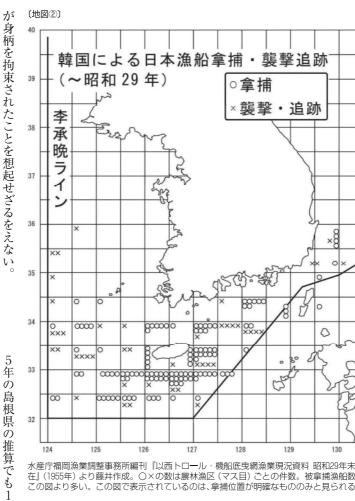
ことになった。

ことになった。

本の竹島への対応の手は縛られた。1955年1月に韓国の日本漁船拿捕と漁船員抑留の強行によって、日

は、「日韓問題全体の空気を改善する立場から竹島問題は、「日韓問題全体の空気を改善する立場から竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された」(外務問題は日韓会談とは別とすることが合意された」(外務問を入び釜山に抑留されていた状況をまず打開するため、日本は竹島問題を日韓会談の議題から外さざるをえめ、日本は竹島問題を日韓会談の議題から外さざるをえなかったのだった。

を一つ失ったのだった。日本は韓国を追いつめる機会会談では行われなかった。日本は韓国を追いつめる機会会談では行われなかった。日本は韓国を追いつめる機会と談では行われなかった。日本は韓国を追いつめる機会と談では行われなかった。日本は韓国を追いつめる機会を一つ失ったのだった。日本は韓国を追いつめる機会を一つ失ったのだった。日本は韓国を追いつめる機会を一つ失ったのだった。日本は韓国を追いつめる機会



水産庁福岡漁業調整事務所編刊『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和29年末現在』(1955年) より藤井作成。〇×の数は農林漁区(マス目)ごとの件数。被拿捕漁船数はこの図より多い。この図で表示されているのは、拿捕位置が明確なもののみと見られる。

生してもおかしくない状況

際も、

乗組員に死傷者が発

法占拠した」という言説の誤りである。 したいことがある。 韓国は竹島で多くの漁船を拿捕し、 竹島問題と漁業問題の関わりについては、さらに指摘 それは、 ネット上で散見される、 日本人を殺して不 日本漁船が多く

> 124 125 126 127 128 129 130

> > れば、

李承晩ラインで囲まれ 李承晩ライン宣言当 れはなかった。水産庁によ であったが、幸いにしてそ

州島にかけての海域こそ「黄金漁場」であり、 型漁船による大規模な操業はまだ見られず、対馬から済 60年代後半までは、 イカ釣や旋網など竹島近海での大 ~5億円程度であった。 拿捕が多 19

その近海の漁獲高は196 た。それに対して、竹島と 獲高は約130億円だっ た海域全体での日本の年漁

発したのである。

されていない。竹島で海上

海での日本漁船拿捕は確認

保安庁巡視船が攻撃され

対馬にかけての海域だった 拿捕されたのは済州島から

地図②〕。この時、

竹島近

島でアワビやワカメなどをとることができないもどかし 韓国に与えるべきではない。 韓を煽っている」などと足元をすくわれかねない口実を さを語る隠岐の漁業者の言葉(『アサヒグラフ』196 5年12月31日号)は噛みしめるべきである。しかし、 一日本は事実でないことを垂れ流して感情を刺激し、嫌 (リャンコ)はわしらのもんじゃけん」と、竹

期化と既成事実化を目論むそのような手法に惑わされて ならない きずり込み、日本を消耗させてきた。竹島不法占拠の長 問題があるかのように見えるものを取り上げて論争に引 竹島の領有根拠を持たない韓国は、日本の主張の中に

### 5 韓国政府の事実隠ぺい

いて、扱われるのは近代史分野のみになり、現代史分野 近現代史の割合を増やした。日本の「学習指導要領」に は世界史と韓国史に内容を分け、 19年と2020年に内容が変わった。中学校 「教育課程」を見ると、中高とも、竹島問題につ 「韓国史」と中学校「歴史」の内容は20 高等学校「韓国史」は 「歴史」

> 平和条約で竹島が日本領に残された事実を知りながら教 からは の領土画定に関する部分がないため、サンフランシスコ 方針が見える。また、現代史分野、すなわち戦後の日本 する、すなわち歴史認識問題として竹島問題を重視する を隠した過去がある。 は軽くなるかもしれない。実は、韓国政府にはこの事実 えていた韓国人教員がいるとすれば、彼らの心理的負担 分野だけになった点に、 「独島」は消えている。竹島問題の扱いが近代史 1905年の竹島編入を侵略と

文言で結ばれていた。 爆撃訓練の調査はできないと告げるものだったが、次の は12月4日に回答した。回答は、時間が経っているため 訓練を行ったと米国に抗議した。これに対して米国政府 1952年11月、韓国政府は9月に米軍が竹島で爆撃

通牒において述べられています ディーン・ラスク国務次官補の1951年8月10日付 地位に対する理解は、 ある」との言明に注目します。 (リアンクール岩) (米国) 大使館は (韓国) ワシントンの韓国大使に宛てた は……大韓民国の領土の一部で 外務部の通牒にある「独 合衆国政府のこの島の

島

竹島はなぜ韓国に不法占拠されたのか

### 【訂正】(筆者より追記) 57頁上段

韓国の高校「韓国史」と中学校「歴史」の内容は2019年と2020年に内容が変わった。 韓国の高校「韓国史」と中学校「歴史」は2020年から教科書が変わった。

こ。 米国は韓国の竹島領有主張に警告し、竹島が日本領で 米国は韓国の竹島領有主張に警告し、竹島が日本領で

1955年、韓国政府外務部は「各在外公館長が本問題を正当に理解して日本人の不当な宣伝に備えるのに参考になるよう」に『獨島問題概論』という冊子を制作したが、何と、「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分たが、何と、「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分たが、何と、「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分を「etc.」として削除していた〔写真④〕。韓国政府はでラスク書簡」の存在を在外公館の職員にも隠したのである。

国民に知らせず、誤解と日本への反感が韓国人の間に拡韓国政府は平和条約で竹島が日本領に残された事実を

なら、このような自国政府の行動を見過ごすことはでき正に憤って自らの手で政権を打倒した歴史がある韓国民人が知ることこそが、まずなされるべきことである。不大するのを放置して不法占拠を続けた。この事実を韓国

### おわりに

ないのではあるまいか。

日本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領有根拠はないと説く私に、「それじゃあ、今あそこを支有根拠はないと説く私に、「それじゃあ、今あそこを支的な李承晩ライン宣言とそれに対して日本が抗議した1的な李承晩ライン宣言とそれに対して日本が抗議した1的な李承晩ライン宣言とそれに対して日本が抗議した1的な李承晩ライン宣言とそれに対して日本が抗議した1かも相手国から抗議を受ける中で行ったことは国際法上根拠にはならない。それなりの教養を持つ彼ですら、これが、韓国に竹島領田本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領田本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領田本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領田本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領田本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領田本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領田本に関係している。

占拠」であって、このような質問は韓国を国際的な嘲笑る。韓国が竹島で繰り広げていることは文字通り「不法る。韓国が竹島で繰り広げていることは文字通り「不法を問題において韓国は被害者ではなく加害者であ

### **[写真④]** 韓国政府外務部編刊『独島問題概論』資料編 9 ~ 10 頁。

it further wishes to request the Imbassy to take ossery stops in order to prevent recurrence of

The Ministry avails itself of this amortunity o renew to the Thorsey the assurances of its highest

Pusen, November 10, 1952

ATTX 6

The Pabessy of the United States of America Affairs and has the honor to refer to the latter's note nited States Forces in the Fer Tast dropped bombs. n Dokto Island on September 15, 1952. The Tmbassy is wised that the limited amount of inform tion provided the Ministry's note as well as the very long time nich has elapsed since the incident is said to have ten place make it virtually impossible for the United tions Command to determine the facts in the ease. -9Properations have, however, been expedited to dispense with the use of Dokto Island as a bombing range, etc. American Tabossy,

Pusen, December 4, 1952

20 January 1953

Dear Mr. Ministor:

In response to your note verbale of 10 November 1959, addressed to the Umbassy of the United States of America, the commanding-in-chief, United Nations Command, has authorized me to inform you that has directed all commenders concerned to take necessary action to immediately discontinue the use of Liancourt Rocks (Dokto Island) as a bombing range.

Commanding-in-chief is now in effect.

"ith highest esteem, I am

Sincerely yours,

(Signed) : Thomas W. Herren Major General, United States Army Communding

信をすることが、日本の当面の課題である。

「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分を「etc.」として削除している

【参考文献】

高藤奈央子「竹島問題の発端―韓国による竹島占大壽堂鼎『領土帰属の国際法』(東信堂)

る」(『立法と調査』 322号)

拠の開始時における国会論議を中心に振り返

藤井賢二・荒木和博・塚本孝・下條正男『不条理 山﨑佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創 藤井賢二『竹島問題の起原ー戦後日韓海洋紛争史』 とたたかう』(文芸春秋企画出版部) (第2期島根県竹島問題研究会最終報告書)

藤井賢二「竹島問題に関する日韓両国政府の見解 の交換について」(『島嶼研究ジャーナル』7巻 (ミネルヴァ書房)

ある。日本の国内外を問わず、 所まで韓国を追いつめることはできるはずで 対象にしてしまう。こう考えざるをえない わかりやすい、継続的かつ強力な情報発 事実に基づ